

小田原市自転車駐車場条例

目次

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 自転車駐車場（第6条～第14条）

第3章 会議室（第15条～第21条）

第4章 雑則（第22条・第23条）

附則

（設置）

第1条 公共の場所における自転車等の駐車に関する秩序を確立し、自転車等の利用者の利便を図ることにより、良好な生活環境を保持するため、小田原市自転車駐車場（以下「自転車駐車場」という。）を設置する。

2 第3条に規定する国府津駅自転車駐車場には、会議室を併設する。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。

（2） 自転車等 自転車又は原動機付自転車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。

（名称及び位置）

第3条 自転車駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小田原駅西口第1自転車駐車場	小田原市城山一丁目1番21号
国府津駅自転車駐車場	小田原市国府津四丁目1番2号

（指定管理者による管理）

第4条 自転車駐車場及び第1条第2項の会議室（以下「自転車駐車場等」という。）の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条 指定管理者が行う自転車駐車場等の管理の業務の範囲は、次のとおりとする。

（1） 自転車駐車場等の使用の許可に関すること。

（2） 自転車駐車場等の施設、設備及び器具の維持管理に関すること。

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

第2章 自転車駐車場

（供用時間）

第6条 自転車駐車場の供用時間は、終日とする。

（駐車対象車両）

第7条 自転車駐車場に駐車することができる車両は、自転車等とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て自転車等以外の車両を駐車させることができる。

(自転車駐車場の使用の許可)

第8条 自転車駐車場を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可（以下この章において「使用許可」という。）をするに当たり、管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

3 指定管理者は、使用許可の申請があった場合において、当該申請に係る使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 自転車駐車場又はその設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 自転車駐車場の収容台数を超えるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自転車駐車場の管理上支障があるとき。

(使用形態)

第9条 自転車駐車場の使用形態は、次のとおりとする。

- (1) 定期使用 1か月、3か月又は6か月を単位として使用するもの
- (2) 一時使用 1日1回限り使用するもの

(自転車駐車場の利用料金)

第10条 使用許可を受けた者（第12条及び第13条において「使用者」という。）は、指定管理者に自転車駐車場の利用に係る料金（次条の一時使用の回数券に係る料金を含む。以下この条及び第12条において「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表第1に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。

4 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金を定めたときは、速やかに、これを告示するものとする。

5 利用料金は、指定管理者に当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(一時使用の回数券)

第11条 指定管理者は、自転車駐車場を使用しようとする者の便宜のため、一時使用の回数券を発行する。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(自転車駐車場の利用料金の不還付)

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰さない理由により、自転車駐車場を使用することができないとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(自転車駐車場の使用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は第8条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自転車駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(無許可の駐車車両に対する措置)

第14条 市長は、自転車駐車場の管理上支障があると認めるときは、使用許可を受けず、又は許可を受けた期間を経過して駐車している自転車等をあらかじめ市長が定めた場所に移動し、保管することができる。

- 2 小田原市自転車等の放置防止に関する条例（平成4年小田原市条例第11号）第12条第2項から第4項まで及び第13条の規定は、前項の規定により移動し、保管した自転車等について準用する。この場合において、同条例第12条第2項中「前項の」とあり、同条第3項中「第1項の」とあり、及び同条例第13条第1項中「第11条第2項及び第4項並びに前条第1項の」とあるのは「小田原市自転車駐車場条例第14条第1項の」と、同条例第12条第2項中「同項に規定する」とあるのは「規則で定める」と、「当該自転車が放置されていた場所又はその付近」とあるのは「自転車駐車場内の適当な場所」と読み替えるものとする。

第3章 会議室

(開場時間)

第15条 国府津駅自転車駐車場に併設される第1条第2項の会議室（以下この章において「会議室」という。）の開場時間は、午前9時から午後9時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に開場時間を変更することができる。

(休場日)

第16条 会議室の休場日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月第1月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後最初の休日以外の日）
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休場し、又は開場することができる。

(会議室の使用の許可等)

第17条 第8条（第3項第3号を除く。）及び第13条の規定は、会議室の使用について準用する。この場合において、第8条第1項中「ならない。」とあるのは「ならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。」と、第13条第2号中「第8条第2項」とあるのは「第17条において準用する第8条第2項」と読み替えるものとする。

(会議室の利用料金)

第18条 前条において読み替えて準用する第8条第1項の許可（第20条及び第21条において「使用許可」という。）を受けた者（第20条及び第21条において「使用者」という。）は、指定管理者に会議室の利用に係る料金（以下この章及び別表第2において「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 第10条第2項から第5項までの規定は、利用料金について準用する。この場合において、同条第3項中「別表第1」とあるのは、「別表第2」と読み替えるものとする。

(会議室の利用料金の減免)

第19条 指定管理者は、市長の定める基準に従い必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(会議室の利用料金の不還付)

第20条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰さない理由により会議室を使用することができないとき。
- (2) 使用者が、使用の日の10日前までに、使用許可を受けた事項の変更を申請して指定管理者が許可したとき又は使用の取りやめを申し出たとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(原状回復)

第21条 使用者は、会議室の使用を終えたとき又は第17条において読み替えて準用する第13条の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用を中止させられたときは、直ちに原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

第4章 雑則

(目的外使用等の禁止)

第22条 第8条第1項(第17条において読み替えて準用する場合を含む。)の許可を受けた者は、許可を受けた使用目的以外の目的で施設を使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、自転車駐車場等の管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年12月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の規定による指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和元年9月26日条例第10号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月25日条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第4条の規定による国府津駅自転車駐車場(これに併設される改正後の第1条第2項の会議室を含む。次項において同じ。)の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 国府津駅自転車駐車場の使用のため必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(小田原市附属機関設置条例の一部改正)

- 4 小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別表第 1（第10条関係）

1 小田原駅西口第 1 自転車駐車場

区分		一時使用		定期使用		
		1 回分	回数券 (11回分)	1 か月	3 か月	6 か月
自転車	一般	円 150	円 1,540	円 1,880	円 5,330	円 10,360
	学生			1,250	3,660	7,220
原動機付自転車		200		2,610	7,530	14,760

2 国府津駅自転車駐車場

区分		一時使用		定期使用			
		1 回分	回数券 (11回分)	階層	1 か月	3 か月	6 か月
自転車	一般	円 150	円 1,540	1 階	円 1,880	円 5,330	円 10,360
				屋上	1,410	3,990	7,770
	学生			1 階	1,250	3,660	7,220
				屋上	930	2,740	5,410
原動機付自転車		200		1 階	2,610	7,530	14,760

備考 この表において「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）に在籍する者をいい、「一般」とは、学生以外の者をいう。

別表第 2（第18条関係）

区分	単位	午前 9 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 9 時
会議室 1	1 時間	円 400	円 500
会議室 2		400	500

備考 入場料その他これに類する料金（その金額の最高額が 1 人当たり 1,000 円を超える場合に限る。）を徴収する場合又は物品の販売をする場合における利用料金は、規定料金に 2 を乗じて得た額とする。